

大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため
配慮すべき事項についての意見

1 大規模小売店舗の名称

クスリのアオキ高野口店

2 大規模小売店舗立地法第8条第1項に基づく市町村からの意見【橋本市】

- (1)開発工事に伴う濁水・騒音・振動・粉じん等による公害発生防止に留意し、周辺地域へ影響を及ぼさないよう留意すること。
- (2)公害関係の特定施設を設置する場合や特定建設作業を実施する場合は、特定施設の許可等、公害関係法令に基づく手続きを必要とするので留意すること。
- (3)周辺地域に対して十分な配慮を行うこと。また、届出書に記載されていないが、騒音以外の公害についても発生防止に努め、周辺地域に対し十分な配慮を行うこと。周辺地域より、公害等苦情が発生した場合は貴社において責任をもって対処すること。
- (4)「宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和 36 年 11 月 7 日法律第 191 号)」及び「景観法(平成 16 年法律第 110 号)」については、伊都振興局建設部総務調整課と協議すること。
- (5)屋外広告を設置する場合、和歌山県屋外広告物条例(昭和 59 年条例第 10 号)第5条第1項の許可が必要を受けること。
- (6)工事車両の通行については、小中学生や園児が通行している場合があるため、歩行者・自転車等に注意すること。中でも、登下校時間帯においては細心の注意を払い、必要な場合は交通安全対策を講じること。

※大規模小売店舗立地法第8条第2項に基づく住民等からの意見はありませんでした。